

「指定通所介護(ゆとり荘)」利用契約書

- ・第 1 条 (契約の目的)
 - ・第 2 条 (契約期間)
 - ・第 3 条 (通所介護計画の作成・変更)
 - ・第 4 条 (サービス提供の記録)
 - ・第 5 条 (料金)
 - ・第 6 条 (料金の変更)
 - ・第 7 条 (サービスの中止・変更)
 - ・第 8 条 (契約の終了)
 - ・第 9 条 (守秘義務)
 - ・第 10 条 (緊急時の対応)
 - ・第 11 条 (連携)
 - ・第 12 条 (相談・苦情対応)
 - ・第 13 条 (損害賠償責任)
 - ・第 14 条 (裁判管轄)
 - ・第 15 条 (協議事項)
-

（以下「利用者」といいます）と
社会福祉法人箕輪町社会福祉協議会（以下「事業者」といいます）
は、利用者が箕輪町デイサービスセンターゆとり荘（以下「事業
所」といいます）から提供される通所介護を受け、それに対する利
用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」と
いいます）を締結します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対して通所介護を提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する通所介護サービス内容等の事項（以下「通所介護計画」といいます）は、別紙に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、利用開始日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（通所介護計画の作成・変更）

- 1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況や利用者及び家族等の希望を踏えて、介護支援専門員が作成する「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成します。事業者はこの「通所介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。
- 2 事業者は、利用者に係る「居宅サービス計画」が変更された場合、もしくは利用者及び家族の要請に応じて、通所介護計画についての変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、変更の必要があると認められた場合には、利用者及び家族等と協議して通所介護計画を変更するものとします。
- 3 事業者は通所介護計画書を変更した場合には、その内容を利用者及び家族等と確認するものとします。

第4条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。
- 2 利用者及び家族等は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧することができます。

第5条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者に送付します。
- 3 利用者は、当月料金の合計額を翌月20日まで(土・日・祝日の場合は翌日)に指定した金融口座より振替納入することとします。
- 4 事業者は、利用者から現金で支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

第6条（料金の変更）

- 1 事業者は介護給付費体系の変更があった場合、該当サービスの利用料金を変更できるものとします。
- 2 事業者は、経済状況の著しい変化や、その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより食費等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 3 利用者が、前項の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、お互いに取り交わします。
- 4 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第7条（サービスの中止・変更）

- 1 利用者は事業者に対して、サービス提供日の当日午前8時30分までに通知することにより、料金を負担することなくサービスを中止することができます。
- 2 事業者は、利用者の体調不良及び感染症の疑いのある等の理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。

第8条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解除することができます。ただし、利用者の急変、緊急入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でも本契約を解除することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、本契約を解除することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちに本契約を解除することができます。
 - 1) 事業者もしくはサービス事業者が正当な理由がなく本契約に定める通所介護サービスを提供しない場合
 - 2) 事業者もしくはサービス事業者が守秘義務に違反した場合
 - 3) 事業者もしくはサービス事業者が故意または過失により利用者またはその家族等に対して、本契約を継続し難いほどの行為を行った場合
 - 4) 事業所内を利用する他者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに本契約を解除することができます。
 - 1) 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 2) 利用者が、サービス利用料金の支払いを6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払われない場合
 - 3) 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
 - 4) 利用者又は家族等が、事業者もしくはサービス従事者又は他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの事情を生じさせた場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - 1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - 2) 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - 3) 利用者が死亡した場合

- 4) 事業所が破産した場合
- 5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合
- 6 事業者は、利用者に対し解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第9条（守秘義務）

- 1 事業者及びサービス従事者または従業員は、通所介護サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も、また、サービス従業者または従業員が離職した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、事前の同意を文書で得た上で、利用者または家族等の個人情報を用いることができます。
- 3 事業者は、利用者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身の状況等の情報を提供できるものとします。

第10条（緊急時の対応）

事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先等へ連絡するとともに速やかに医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第11条（連携）

事業者は、通所介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

第12条（相談・苦情対応）

事業者は、相談・苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者等からの苦情、要望等に対して、迅速に対応するよう努めます。

第13条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、サービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第14条（裁判管轄）

利用者及び事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

第15条（協議事項）

- 1 利用者及び事業者は信義誠実をもって、本契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び代理人、事業者のそれぞれが署名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

契約締結日

令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

上伊那郡箕輪町大字三日町 1372 番地 1

社会福祉法人 箕輪町社会福祉協議会

会 長 中村 克寛 印

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ () 印

同意書

居宅介護支援を目的に行うサービス担当者会議で、必要となる私または私の家族の情報をを用いることを、「指定通所介護（ゆとり荘）」利用契約書第9条第2項の規定に基づき同意します。

記

名称	箕輪町デイサービスセンター ゆとり荘
所在地	上伊那郡箕輪町大字三日町1372番地1
所属	社会福祉法人 箕輪町社会福祉協議会

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人)

住所 _____

氏名 _____ () 印